



# 島根県報

平成22年6月22日（火）

第2,198号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による医療機関の指定	（高齢者福祉課）	2
土地改良区の役員の就任及び退任	（農村整備課）	2
保安林予定森林（5件）	（森林整備課）	3
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定に係る公聴会の開催	（　　　　　）	5
島根県営住宅条例の規定による入居者駐車場の使用料の一部改正	（建築住宅課）	5

### 【公 告】

開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	6
---------------	---------	---

**告 示****島根県告示第419号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、法による医療支援給付を担当する機関を次のとおり指定したので、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成22年 6 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
平安堂薬局 渡橋店	出雲市渡橋町334-1	平成22年 6 月 1 日

**島根県告示第420号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年 6 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 津和野町土地改良区

## 1 就任した役員の氏名及び住所

## 理事

- 平野 均 鹿足郡津和野町添谷95番地 1
- 水津 利雄 鹿足郡津和野町河村115番地 3
- 森元 修一 鹿足郡津和野町枕瀬462番地 5
- 中谷 文一 鹿足郡津和野町相撲ヶ原1056番地 1
- 上田 徳美 鹿足郡津和野町左鎧945番地 2
- 中田 勝昭 鹿足郡津和野町中川77番地
- 廣中 豊 鹿足郡津和野町山下208番地 3
- 渡邊 重利 鹿足郡津和野町部栄93番地 2
- 村田 性士 鹿足郡津和野町名賀901番地
- 卯木 實 鹿足郡津和野町中座イ684番地
- 上杉 誠 鹿足郡津和野町耕田1171番地

## 監事

- 石井 健達 鹿足郡津和野町田二穂108番地 1
- 村上 和寛 鹿足郡津和野町相撲ヶ原483番地 1
- 永田 寿秋 鹿足郡津和野町笹山821番地

## 2 就任年月日

平成22年 4 月 1 日

## 3 退任した役員の氏名及び住所

## 理事

- 平野 均 鹿足郡津和野町添谷95番地 1

齋藤 利一 鹿足郡津和野町池村1458番地 2  
森元 修一 鹿足郡津和野町枕瀬462番地 5  
中谷 文一 鹿足郡津和野町相撲ヶ原1056番地 1  
内藤 義光 鹿足郡津和野町左鎧762番地 2  
中田 勝昭 鹿足郡津和野町中川77番地  
廣中 豊 鹿足郡津和野町山下208番地 3  
渡邊 重利 鹿足郡津和野町部栄93番地 2  
村田 性士 鹿足郡津和野町名賀901番地  
卯木 實 鹿足郡津和野町中座イ684番地  
永田 寿秋 鹿足郡津和野町笹山821番地

**監事**

山下 淳 鹿足郡津和野町中曾野355番地 1  
村上 和寛 鹿足郡津和野町相撲ヶ原483番地 1  
益成 一 鹿足郡津和野町瀧元1708番地

**島根県告示第421号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年 6 月 22 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**1 保安林予定森林の所在場所**

鹿足郡吉賀町沢田1046-1、1047、1047-1、1047-2、1048から1052まで、1053-1、1054-1

**2 指定の目的**

土砂の流出の防備

**3 指定施業要件****(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

**(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。**

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第422号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年 6 月 22 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**1 保安林予定森林の所在場所**

浜田市旭町都川1068、1069、2523-1

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

旭町都川1068、2523-1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**島根県告示第423号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年6月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡邑南町日貫4064-5

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

**島根県告示第424号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年6月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡津和野町溪村1497、1497-2、1500

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

---

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 島根県告示第425号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年 6 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林予定森林の所在場所

益田市津田町1654-1、1655-1

## 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 島根県告示第426号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第6項において準用する同法第7条第4項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年島根県規則第69号）第21条第2項の規定により告示する。

平成22年 6 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

月 日	時 間	場 所	案 件
7月15日	10時から	出雲市大津町1139 島根県出雲合同庁舎702会議室	ニホンジカ捕獲禁止区域の指定について

## 島根県告示第427号

島根県営住宅条例の規定による入居者駐車場の使用料（平成22年島根県告示第177号）の一部を次のように改正し、平成22年8月1日から施行する。

平成22年6月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「  
表浜田市の項中 

第二向野田団地	1,260円
---------	--------

 を  
」

「  

第二向野田団地	1,260円
片庭団地	2,100円

 に改める。  
」

## 公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年6月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市黒井田町字神田513番1、513番2、514番1、514番2、514番3、522番1、522番3

面積 1,985.54平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市黒井田町503番地2

青戸 光雄